

損害賠償専決処分について

平成28年7月13日午前11時ごろ教育委員会事務局教育総務部の職員が富士見小学校敷地内の草刈作業中、草刈機が小石を跳ね、相手方住宅の敷地内に駐車中の軽自動車の一部を破損させた事故について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成18年横須賀市条例第58号）の規定により、市長は専決処分を行い、下記のとおり示談し、損害賠償を行ったので報告します。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により次回市議会定例会に報告することを併せて報告します。

記

相手方	内容
市内女性	軽自動車の一部を破損させたことについて、損害賠償として、112,622円を支払った。